

2021年12月16日

教職員各位

森ノ宮医療大学
学長 青木 元邦

研究費不正防止に向けた決意表明と教職員の皆様への協力要請について

競争的資金の使用にあたっては、その原資が国民の税金である以上、国民の信頼を確保する必要があり、研究機関の責任のもと適正に執行することが重要であります。また、競争的資金の管理を行う研究機関の責任者（学長）は、研究費の不正使用を抑止する環境・体制の構築を図らなくてはなりません。このことから、文部科学省は2007（平成19）年に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を制定しました。しかし、その後も依然として研究費の不正使用が後を絶たず、社会問題としても大きく取り上げられる事態となったことから、各研究機関の取組状況や不正事案の発生要因も考慮しつつ、文部科学省は2014（平成26）年に本ガイドラインを大きく改正し、従前の記述の具体化・明確化を図りました。これにより、各研究機関において土台となる基本体制が整備され、不正防止の取組が行われてきました。本学においても研究費不正を防止する目的で、これまでに「森ノ宮医療大学における競争的資金等の不正使用防止に関する基本方針」、「森ノ宮医療大学における競争的資金等の使用に関する行動規範」、「研究費不正防止計画」の策定・実施、全教職員を対象とした「研究費コンプライアンス研修会」の開催等について取り組んでまいりました。教職員の皆様の御協力もあり、本学では開学以降一度も不正使用はありませんが、それでもなお、社会では依然として様々な形で研究費不正が発生し続けているのが現状です。これを踏まえ、今般、2021（令和3）年2月1日付で本ガイドラインが再度改正されました。

今回の改正では、①ガバナンスの強化、②意識改革、③不正防止システムの強化、の項目を柱として、競争的研究費の不正防止対策の強化が求められています。特に「ガバナンスの強化」に関しては、最高管理責任者（学長）による不正根絶への強い決意表明と適切なリーダーシップの発揮が求められています。

【研究費不正防止に向けた決意表明】

本ガイドラインの今回の改正を受け、本学における研究費不正防止に向けた決意を表明いたします。それらの実現のために必要なあらゆる対策を先導していくことを誓約いたします。

具体的には、「森ノ宮医療大学における競争的資金等の不正使用防止に関する基本方針」を更新するとともに、当該基本方針のもと関連規程の改定や「研究費不正防止計画」を更新し、実施状況を確認します。さらに毎年度実施しているコンプライアンス教育や新たに追加する啓発活動について先導し、不正根絶に向けた教職員の意識向上と浸透を徹底します。

【教職員の皆様への協力要請】

教職員の皆様方におかれましては、研究費不正根絶に向けたこの決意表明を真摯に受け止めていただくとともに、不正防止に向けたあらゆる活動に、主体的・能動的に取り組んでいただくことを、ここに改めて強く要請いたします。

上述のとおり、本学では開学以降一度も研究費の不正使用は発生しておりませんが、今後も教職員の皆様一人一人が不正防止に向けて、断固たる覚悟をもち努力を重ねていくことを切に要請いたします。

以上